

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第8回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成16年3月29日(月)13:30～16:50

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 指名諮問委員会における審議のスケジュール面について
- 指名諮問委員会における審議の方法について
- 指名諮問委員会における審議のための情報について
- その他,審議全般について

(2)次回の予定について

5 配布資料

平成16年6月以降の指名諮問委員会開催予定

指名諮問委員会のスケジュール(案)

6 議事

(1)協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、平成16年4月期の判事の再任等に関する最高裁判所における審議結果並びに前回の委員会で情報収集の在り方について審議した判事の再任候補者及び弁護士任官候補者に関する情報収集の状況が報告された。また、委員長に宛てて、ある単位弁護士会から、初年度の審議過程を振り返り、今後の審議方法を改善すべきこと、弁護士会における推薦委員会及び当委員会の在り方等について検討するため、当該単位弁護士会の推薦審査委員会と当委員会との意見交換の機会を設けるべきことを要望する文書が送付されたこと、同じく委員長に宛てて、元司法修習生の有志14名から、司法修習生から判事補への任命の適否に関し、既に当委員会議事概要で公表されている審議方針だけでは適否の答申の基準が明確ではないので、より具体化した基準を明らかにするとともに、指名不適当と答申された任官志望者にその理由を検討する機会を付与することを求めることを内容とする文書が送付されたことが報告された。

:

ただ今の庶務からの報告について、何か質問、意見はないか。

:

6月には弁護士任官候補者についての情報が出てくるが、そのうち、候補者の弁護士としての職務活動の実情をよく知る者からの情報収集について見ると、大阪地域委員会に出されたものは、東京に比べて人数が多く、顧客や事務員が含まれている。前回の委員会でも情報提供者と本人との関係を吟味しなければならないとの意見が出されていたが、候補者が任意に選んだ人であるだけに、6月の段階では、顧客との関係などもよく把握した上で情報の信頼性を吟味していかなければならないと思う。

:

弁護士会内の推薦委員会が提出する資料を余りに無視されているような気がしてならない。推薦委員会の資料の中には、自己評価票だけでなく、関係した事件の内容や顧問会社等の情報に加え、同期や上司の弁護士等5人から10人も第三者評価書も付いているはずである。そのことも踏まえて、もう少し大事にしてもらいたい。

推薦委員会から提供される情報をどのように扱うかという問題と地域委員会を通じて弁護士会内で広く情報を収集するかという問題とは別の問題である。後者については、弁護士任官者が減るのは困るという意見もあったので、今回は弁護士会内から広く情報を収集することは留保して、特定の人だけからの情報を収集することになったが、いずれは弁護士会内全員から情報提供を求めるということを制度的にやらなければならない。他方、推薦委員会からの情報をどうするのかについては、当委員会ができた以上、推薦委員会は無くなる、少なくとも推薦委員会を通じて提出される情報を使っていくのは止めようという点では一致しているのではないか。

委員会として推薦委員会をなくすということで意見は一致していないはずだ。そもそもこの委員会が弁護士会の組織をどうこうできるものではない。弁護士会内には、そんな意見もあるが、他の形での存続などあり方が検討されている。推薦委員会からの情報をあまりにも無視し、任官希望者に関する情報が少ないということが強調されているが、実際には推薦委員会から多くの情報が提供されており、その中には第三者評価の資料も含まれている事実を踏まえて議論をしていただきたい。

弁護士会の推薦委員会は、指名諮問委員会ができる前につくられたものであり、現に当委員会が活動を始めている以上、解消も含めてそのあり方は検討される必要があるだろう。候補者についての情報の収集の点からは、推薦委員会と地域委員会とが別々に収集するというのはどうかと思う。地域委員会に集中して情報が集まるようにすべきである。

その意味では、検討課題である。

全部で8ブロックしかない地域委員会よりも、各弁護士会に設置されている推薦委員会の方がよりきめ細やかに有効な情報を収集できるのではないかと。もちろんいい情報ばかり提供するような機関になっては駄目だが、一定の有用な資料が収集できることを前提に、この情報はどうかというものは、当委員会や地域委員会で排除していけばよいのであり、推薦委員会からの情報は予め一切資料性を認めないというのはどうかと思う。

組織として情報提供はやるべきではなく、直接個人から情報提供を受けることを基本にすべきである。

確かに組織の意見が情報に反映されるのはよくないが、有用な情報があると思われる者に対して、弁護士会から何度も依頼の電話をするなどしてようやく収集されてくる情報もある。そのようなきめ細かい情報収集も必要であり、その上で集まった情報について当委員会や地域委員会で判断していけばよい。

制度ができた以上、地域委員会に代わって推薦委員会が情報収集をやっていくというのはどうかと思う。有用な情報のありかをつかんでいるのならば、地域委員会に情報収集先を提供していくというような形のサポートが望ましい。弁護士会内で広く情報提供を求めるとするのは、次回の情報収集からできないのか。

前回もお話したとおり、弁護士任官の推進がなかなか軌道に乗らないことから、全会員に公表することについては、もう少し時間をいただきたい。

10月期と4月期の任官という現在の状態では、次回のものが終わるとすぐにその次の情報収集を行わなければならない状態になっており、もう少し時間をかけて情報収集をしてはどうか。例えば、調停官を経験したような候補者については、それなりに情報も蓄積されているだろうが、今のままでは情報収集の期間が短すぎると思われる。

例えば、任官希望を予め申し出て、その人について1年、2年といった期間をかけて情報収集していくというシステムがあってもよいのではないか。

確かに、なかなか情報が集まらないというのは事実のようで、推薦委員会の努力も分かるが、推薦委員会の提供する情報を使うことを制度化してしまうと、推薦委員会が独り歩きしてしまい、自分達で裁判官をつくるんだという感じになりかねず、そうならないような工夫が必要である。

弁護士任官制度の本来の目的は、優れた弁護士に任官してもらい裁判所も恩恵を受け、国民も喜ぶということだったのではないか。本来なら、そのような優秀な方に是非とも任官してもらいたいところだが、実際には経験や実績が十分ではなく、弁護士としては特に問題はないが、裁判官としてはどうかという人が多く任官希望され、適格性に関する情報が乏しいという状況にある。

推薦委員会の推薦が当委員会の審議と権限的にぶつかり合うことはまずいと思う。しかし、推薦ではなく、能力のある人を発掘して裁判所に指名の可否を問うというような作業を行う委員会を想定すれば、その委員会が集める資料をあらかじめ排除するようなことになる。当委員会ができたために、有効な資料を集めるためのルートがなくなってしまうことになる。推薦委員会の性格付けをはっきりした上で、ここで収集する資料については当委員会あるいは地域委員会で客観的に判断することにすればよいのではないか。

10年間の実績がある裁判官の場合と比べれば、弁護士任官候補者については格段に情報が少ないことは否めないところであり、また、各弁護士会の推薦委員会で収集される情報の質にも相当差があるようでもある。この問題は、抽象的に議論をしても、各委員の認識が微妙に異なっているようにも思われるので、とりあえず、6月にどのような情報が集まってくるのかを見た上で、改めて審議することにしたい。

異議なし。

(指名諮問委員会における審議のスケジュール面について)

庶務から、「平成16年6月以降の指名諮問委員会開催予定」及び「指名諮問委員会のスケジュール(案)」に基づき今後のスケジュールが提案され、了承された。

(作業部会方式について)

:

作業部会のメンバーについては、従来のままでよいのか。現在メンバーでない委員の方で、作業部会に関与したいという委員の方がいるようであれば、メンバーの交替を検討してもよいのではないかと。

:

そもそも、今後も作業部会方式は維持するのか。

:

個人的には、是非維持していただきたいと思う。立場の違う方々が十分に検討して素案を作っていており、私が事前に資料を見て抱いている私案と一致すれば安心するし、仮に私案と異なっている場合でも、質問ができる。忙しい委員全員が何日も集まって資料を見るというのも困難であり、作業部会方式が最も現実的だと思う。

:

私自身は作業部会に関与させていただいて大変勉強になった。そういう意味では、なるべく多くの委員の方が経験するようにした方がよいと思う。

:

作業部会のメンバーでない者の立場で言うと、同じ委員の中でも、個別の検討に深く踏み込んでいる人とそうではない人ができてしまい、そうではない人は、ともすれば、深く関与している人に依存してしまうようなことがあるのではないかと。責任感の重みが異なってきたりするように思うので、作業部会のメンバーは固定しつつも、時間的に作業部会に参加可能な委員は、作業に加わることができるようなスキームにしてはどうか。

:

あまり大人数になると自由な議論ができるかどうかという点で疑問がある。これまで
は5人という人数だったので自由で充実した議論ができたという面もあると思う。

私は逆に、全員で作業をしても決して人数が多いとは思わない。作業部会の作業は
大変らしいが、大変なのは当たり前であって、そのことを理由に少人数での部会方式
を取る必要はないと思う。全員が参加する、あるいは、参加可能な方が加わるという
方法がよいと思う。日程は調整しなくても、その日に集まることができる人が集まって
作業をするということによりよいと思う。

途中から参加される委員の方には、作業のやり方やこれまでの経緯等を説明する必
要があるので、その都度これを行うということになればやりにくい面がある。作業部会
は本委員会に上げる論点を抽出する作業、これまでは重点審議候補者とそうでない
者、その中間的な者の三段階の仕分け作業を行ったのであり、何らかの方向性を結
論付けるものではない。したがって、全員で行わずに部会のメンバーで作業を行った
としても、委員が色分けされるということはないと思う。作業効率という観点からも作
業部会は必要と思う。

効率という点で物事を決めない方がよいと思う。1人の人物が裁判官に適しているか
否かを定める重大な委員会であり、しかも、最高裁は当委員会の判断を尊重してい
る。それを考えると、本当は全員が作業をした方がよいと考えるが、日程的に困難と
いうことであれば、折衷案として、参加可能な方が入るとの方針を取るべきである。

資料の事前閲覧の機会があるので、全員が集まって作業をする必要はないのではな
いか。明らかに問題がない多くの対象者について、全員が集まって作業をする必要
はないのであって、これまでの作業部会方式のやり方でも当委員会が置かれた理念
が失われることはないと思う。

私は作業部会に入っていないが、事前に資料に目を通し、自分なりに問題点をメモしておいて本委員会に臨んだ。おそらく他の委員の方もそのようになされたのではないが。その結果、作業部会はかなり幅広く問題点を抽出しているという印象を受けた。効率という点でなくても、作業の方法としては、作業部会方式を取ることがよいと思う。

作業部会では、全候補者のデータを見て、平均的レベルの裁判官がどのように評価されているのかを見て、本委員会で議論すべき裁判官を区分けした。作業部会のメンバーはそのようなプロセスで作業をしたという認識があるが、他の委員は作業部会の結果しか聞いておらず、区分けのプロセスがないため、作業部会でどのような議論がなされたのか分からないであろう。部会で作業をするに当たっては、様々な悩みがあり、その悩みを共有するという意味でも、すべての委員が作業部会を経験する機会があった方がよいと思う。

作業部会のメンバー5人が、限られた時間内での作業に支障がないというのであれば、可能な方が参加するという点でも差し支えないようにも思う。この点、事務局としてはどのように考えるか。

取りうる方策とは思いますが、例えば、作業部会に参加できない委員の方が、大多数の方が出ているのに自分だけ出ることができないという点を気にされるようなことになってはどうかと思う。その結果、無理をしてでも作業部会に出ることになれば、これまでであれば事前閲覧ということで自分の時間で資料に目を通すことができたのに、それができなくなってしまうのではないかという問題がある。そのことと、作業部会の経験がいい勉強になったという意見を合わせて考えると、部会のメンバーを入れ替えて、全委員の方が任期中に作業部会を経験するようにし、その経験を踏まえて再度、作業部会のあり方について議論していただくことも考えられる。

仮に、参加できない者がプレッシャーを感じるようなことがあったとしても、多くの委員が作業に実質的に関与することの意味との比較考慮をすれば、その点はそんなに問題視すべきではないと思う。

作業部会のメンバーを固定し、参加可能な委員が参加するという方法を取れば、固定化されていない委員が参加した場合、いわばお客さんのようになってしまわないか。責任を持ってやるという経験を共有すべきだという趣旨からは、むしろ交代制の方がよい。

今後の予定では、作業部会が、9月、10月及び11月に開催されることとされているので、今日の御意見をふまえて、9月までの間に再度議論するということでとりまとめさせていただきたいがどうか。

作業部会の途中から1時間だけ参加するというのも可能なのか。

そのようなことは好ましくない。途中から入って決まりかけた結論をひっくり返すのは非常識で、作業部会の当初から入るのが当然である。もっとも、2回あるうちの1回のみ参加という場合には、発言権は当然小さくなると考えられるが、作業部会における作業は、本来、委員全員でやるべきであり、加わることができる限り、参加した方がよい。

作業部会以外の委員の参加は、自由な中途半端なものではなく、積極的参加としてとらえるべきではないか。

作業部会以外の委員は、作業部会の当初から、一種のオブザーバー参加のような形で入って議論をするという理解を前提とした上で、作業部会を構成する委員は、従前どおり5人とし、作業部会メンバー以外の委員のうち、積極的に作業部会に参加したいという委員には、出席を認めるということできるといい。作業部会のメンバ

ーは従前の5人とするが、メンバーの交代については、別途申し出ていただき、その手続きをとることとしたい。

：

異議なし。

(指名諮問委員会における審議の方法について)

協議に先立ち、庶務から、面接の在り方について、これまでに当委員会が決定した方針について説明がされた。

：

弁護士任官について、前回、面接した方がよいという意見もあったが、しなくともよいのではないかと申し上げた。面接を行う権限もあるが、全く知らない人に面接をして話をすれば、学識や識見が分かるというような簡単なものではない。ある程度の情報を持って、ここを聞くということでなければ効果がない。面接を行うことについては、良い面もあるが、偏見をもってしまう等、一長一短どちらかといえば短の面が多いのではないか。事柄の性質からして弁護士任官においては、余程のことがない限り、軽々にやることではない。一般的な面接は、最高裁判所で必ずやるわけであるから、その情報を得れば十分であろう。

：

今のご発言は、最高裁判所が行っている面接の重要性さえ否定しかねないものである。実際、面接の効果は大きかったという感想である。特に、あるケースでは、最高裁における面接が重視されたのではなかったか。面接はやらないよりはやった方がずっとよく、指名諮問委員会で行うというのは大賛成である。最高裁判所でやったから当委員会でやらなくてよいということにはならない。やはり適格不適格の審査をする限り、場合によっては、人物をみる必要があるのではないか。

：

最高裁判所の面接について若干説明させていただくと、指名権行使の材料にするという大きな目的がある。その他に人事事務という関係からすると任地をどうするかと

：
いう情報を得るといような点も大きい。もちろん、その応答ぶりから、疑問が生じたら、さらにその点を聞いていくということはある。

：
最高裁判所に指名権があるのは事実であるが、この委員会ができたことの意味は、最高裁人事当局だけで指名を行っていることに対するアンチテーゼではないかという理解である。委員会自体が指名の適否について意見を述べるためには、特に、弁護士任官候補者については、きわめて情報が乏しいのであるから、最高裁が採用者として行う面接とは独立して面接を行わなければならないのではないか。面接の効用についての指摘はもっともであるが、弁護士任官候補者は、判事としての実績がなく、どんなに頑張っても判事と同程度の情報が集まらないのであるから、そのときに面接は一つの大きなツールになり得るのではないか。

：
一律機械的に行うべきものではないと思う。個別の問題として検討すべきであろう。ご指摘のあったケースについても、最高裁判所の面接で問題点が出て、客観的資料からも問題点が消えなかったのであるから、仮にさらに委員会で面接を行ったとしても解消したかは疑問である。

：
面接は、自己目的的なものではなく、必要なときだけでよい。なぜ面接が必要かといえば、委員にとっては、自分たちの適否の判断に納得ができるかということであり、不適とされた候補者にとっては、理由の説得力の問題である。人生を変える事柄であり、委員として顔も見ないで決めてよかったのかという気持ちはある。理由開示の仕方の問題はおくとして、不適とされた候補者に当委員会の議論が伝わっていたのか。境界線上の人というか悩ましいケースについては、面接という手段を取ってもよいのではないか。両者にとって、面接はプラスになる。我々も重責を負っており、今後は、ぎりぎりの問題になる人については、面接を行う余地を残しておくということでもよいのではないか。

：

弁護士任官において、情報が集まらないから面接を行うというのはおかしいのではないか。指名を適当とする資料が集まらなかったような場合に、適当とする資料を集めるために面接を行うという発想はどうかと思う。最高裁だけで行っていた指名の適否の判断について、当委員会ができてからは、委員会の判断を尊重するという事になっているが、当委員会が独自の資料を集めなければならないということまでは言っておらず、最高裁と同じ資料で判断するというのは当然である。資料の独立ではなく、判断の独立に意義があるのではないか。

規則制定諮問委員会における最高裁による予備審査は行わず、最高裁は、意見は付さず白紙で議論するという取りまとめの精神は活かされるべきであり、再任候補者について面接は不要であるというのには反対である。弁護士任官の場合より少なくなくるとしても、場合によっては、面接が必要である。

最高裁が諮問に当たって意見を述べてはならないというのは、規則化されていることでもある。最高裁の資料を委員会で活用し使っていただくということを大前提とした上で、資料を基に最高裁が再任が適当である不適当であるとの意見を付してはいけないということである。委員会における資料と最終的な指名を行う最高裁の裁判官会議の資料が異なるということになれば、委員会が本来的な機能を果たさないということになりかねない。その点は誤解のないようにしていただきたい。

最高裁から提出される面接の資料は、すべて面接記録となっているが、面接というのは印象が大きな影響を持つものなので、そのことを考えると、当委員会が最高裁の判断からまったくフリーになるということは困難である。その意味でも、判断に際しては、当委員会なり地域委員会で面接を行った方がよいと思う。

地域委員会の面接の関係では、仮に地域委員会が面接を行う場合でも、それは情報の的確性を判断するためであって、指名の適否を判断するためであってはないこととは、当委員会で合意ができていたと思う。弁護士任官関係の面接については、絶

対面接を排除するというものでもないし、必ず面接をするということでもない、状況に応じて、慎重を期して、面接というプロセスを通した方がよいと当委員会で決まった場合には、面接を排除するものではない。ただし、面接をする場合には、こちらとしても十分なデータを持って臨む必要がある。面接をすることによって何が得られるか、資料が不十分なまま面接を行うことにより却って不信感を持たせることにならないかなどといったメリット、デメリットを十分に検討した上で、御本人も納得し、我々も納得するような材料と方法とテクニックを考えながら、結論としてはケースバイケースということで今後の運用方針としていくということで取りまとめたい。

なお、面接をする場合には、先ほど決めた委員会の開催日のほかに、日を改めて行う必要がある。また、結果合わせのために委員会を開催する必要もあるし、ある程度の日程を確保する必要があることは覚悟しておくべきであろう。

：
異議なし。

(指名諮問委員会における審議のための情報について)

審議のための情報について協議したい。当委員会としては、これまで、慎重に審議を要する者については最高裁から更に資料の提出を求め、また、地域委員会において収集された情報も加味して審議してきたが、審議のための情報全般について、何か見直しを加えるべき点はあるか。

：
アンケート調査は、裁判官の独立の観点、組織が関与することから、また、実質的な内容の点からも問題があると思うが、弁護士会はどのように考えているのか。情報提供は、個人が具体的事実に基づいて地域委員会へ提出していくということを徹底していかなければならない。

：
弁護士会がアンケート方式により裁判官の段階評価を弁護士に依頼して行うということとは、私自身は、効果としてみてもそれほど大きくないので、こういうやり方は止めた

方がよいということを弁護士会内で言っており、かなり浸透してきている。具体的事実を顕名で提供することが大事だということになっていると思っている。

アンケート調査は、各弁護士会がそれぞれ独自の考えでやっていると思うが、全国的な実情はどうか。

アンケート調査は止めた方がよいというのが、弁護士会内で浸透してきているというのはよいことであるが、私どもが把握しているのはそれ以前のものであるということでお聞きいただきたい。全国50箇所のうち3分の2以上の地域、少なくとも36箇所において、アンケート用紙を各弁護士に送付し、その回答を回収する方式によりアンケート調査活動が実施された。アンケートの大多数は、具体的な調査項目を設定し、それらについて5段階で評価させるとともに、特記すべき具体的事例がある場合にはそれをごく簡単に記載させ、弁護士会宛に回答させるという方式が採られている。前回の委員会で出た意見で、たまたま弁護士会を経由するというのであれば、それは組織として収集したものではなく、単に集まったものを届けるということで、それほど問題がないのではないかというものがあつたが、全国で少なくとも36箇所もあるのであればたまたまと言えるのかという点についても議論してもらいたい。

日弁連の司法改革実現本部がこういう形でやろうと提唱して、各单位会が行ったものであると思われる。私はあちらこちらでこれは改めた方がよいと話している。すぐには変わらないが、徐々に変わるだろうと考えている。

弁護士から寄せられた情報の中に「報告書」という書面があるが、これは、直接弁護士が地域委員会に提出したものなのか、それとも弁護士会経由で提出されたものなのか。

記憶では、弁護士個人が地域委員会に直接送ってきたものは3通ぐらいで、ほとんどは弁護士会経由であった。

ら各弁護士に伝えてもらうということにしたい。以上のとおり取りまとめることとした
い。

：

異議なし。

(その他, 審議全般について)

・ **指名することが適当でないと言われた理由について**

：

否と言われた人に対する理由開示のあり方についてであるが、能力資質ということだけ
ではなく、もう少し具体的な理由もあっていいのではないかという疑問がある。また、
否の理由を告げられた人の反応はどうだったのか、差し支えない範囲でお聞きした
い。

：

最高裁判所で不再任とした2人については、そのうち1人から、理由を書面で欲しいと
いう話があったが、それ以上の話はなかった。

：

修習生からの任官希望者から、理由を開示してほしいという話はなかったか。

：

修習生からの任官希望者については、そのような申し出はなかった。

：

弁護士任官希望者はどうであったか。

：

弁護士任官希望者からは、求めに応じて書面で回答した者がいたが、それ以上の説
明はしていない。

：

自己情報の開示の問題として、自分の成績の開示の問題が出てくるのではないか。

：

不再任の結論はよいが、その判断に至った要素については、委員間で違いがあり、それについて合意ができて、衆議一決ということが本当に可能かということについても議論し、従前は最高裁で全人格的に判断した結果であると説明してきたという事情についても説明の上、この理由で全ての人が納得できるかという気持ちは持ちながらも、委員会において結論に至ったという経緯があったと思う。客観的な成績であれば、本人への開示も容易であるが、人格的に問題があったときに、人格のどういう面に問題があるのかという点については、見方によって相当違いが出てくると思われる。今までは、裁判所内部の事務として、裁判所だけで行ってきていた事務について、指名諮問委員会という外部の有識者に入っていただくシステムができたことそのものが透明性の向上という意味で、一つの回答であると言えるのではないか。

具体的な理由については限界があるとしても、ハードルの高さについては、特に新任の人については、予測可能性という面から、ある程度公表する必要があるのではないか。基準の公表については、いろいろなとらえ方があるとは思いますが、予測可能性という面でシステムの安定に資するのではないか。

法科大学院の入学試験では、一次試験の合格のため、適性試験でどの程度以上必要であるということを、いくつかの要素の一つとして公表しているが、明確性がありよいことであると思う。情報公開の観点から、様々な基準を明らかにしてほしいという要求が非常に強くなってきているが、修習生にも、そういう発想があるのではないか。最終的な判断は、多様な要素に基づきなされるとしても、その中の要素として、このような客観的な基準があるということは明らかにすべきではないか。

資質・能力の一つの表れとして、成績は重要な要素である。しかし、足切りのにせよ、絶対的な基準として、設定するのは非常に困難である。その基準だけをクリアすればよいというイメージを持たれるのも困る。人物面は採用に当たって非常に重要な要素であり、司法研修所の教官の報告等を踏まえて、この委員会で総体的に判断してい

ただくという手法にならざるを得ない。一つの要素だけを取り出して、あるレベル以上であることを要求するというやり方は、採用する側としてはやりにくい。

：
修習生からの任官希望者に対して、基準を示すことは、修習生の数について今後流動的であることもあり、また、逆に縛られて、融通がきかなくなるおそれがある。もう少し様子を見てもよいのではないか。基準の明示も難しい問題ではあるが、理由の開示についても、この健康状態では到底執務はできないであろうというときには、健康上の理由であるとはっきり言うことができる。しかし、そこまで言い切れない複合的な要素があるときには、資質・能力という抽象的な理由になってしまうのであるが、ある意味仕方のない面もあると思う。パターンの開示ではあるが、運用を見ながらやっていくしかないと思う。透明性の確保のための一つの制度的担保として、この委員会が設立されたということで納得をいただくしかないのではないか。

・ 守秘義務について

：
守秘義務の点だが、当委員会の答申が出た頃、私も新聞記者から取材を受け、その時は庶務の方に聞いてくれと対応したところ、新聞には割に内容が詳しく出た。後で聞いてみると、庶務がしゃべった訳でもないようだった。いずれにしても、我々としても新聞記者と話すときは気を付けて、守秘義務の点について改めて自戒しなければならないと思う。地域委員会でも、弁護士や裁判官の中には、良い情報なら出しやすいが、そうではないときに、自分が情報を提供したことが本人に分かってしまうと困るので、情報を出しづらいという意識を持っている人がいたようである。地域委員会についても、守秘義務の順守の面で問題があるようにも思うので、これから少し課題として意識していったらいいと思う。

：
その関係では地域委員会でも議論がなされていたところがあり、例えば、昨年11月10日に開催された福岡の地域委員会に九州弁護士連合会から地域委員会委員長あてに提出された文書中に、本来公表されていない当該地域委員会関係の重点審議

対象者の人数が記載されていたことが明らかになり、地域委員会としては「情報がどこから漏れたかは不明であるが、今後、一層情報管理に注意することとする」旨確認された。第1回の委員会でもご説明したが、当委員会の委員、地域委員には、非常勤の裁判所職員として、国家公務員法上の守秘義務が課せられている。

：
守秘義務の点は、私どもも含めてきちんと考えていかなければならない問題であるので、よろしくお願ひしたい。

・ 短期の弁護士任官関係

：
短期の弁護士任官は認めないという方針は確定したのか。確定しているのなら、その旨周知する必要があるのではないか。検察官から3年間裁判官になることが認められていることとどう区別するのか説明する必要がある。

：
短期の弁護士任官については、これまでの委員会で結論を出していただいたので、将来的にも同じ方針で判断されるものと思う。情報の受付窓口についての周知も、弁護士会から所属弁護士に対してすることとされたものと思う。

：
検察官が3年間裁判官になるのと、弁護士が3年から5年、裁判官になるのとは違うという仕分けでよいのか。

：
検察官からの任官は、検察官として十分な経験を積んでいるということと、捜査実務に精通しており裁判所にとってもプラスになるということから、弁護士からの任官とは異なるとこの委員会で議論されたものと受け止めている。

・ 委員会に対し寄せられた情報の取扱い

：

指名候補者ではない裁判官に関して委員会に対し寄せられた情報の取扱いについて、庶務としては、その裁判官が、将来的に指名候補者となるのかも把握できないので、そうした情報については、毎年的人事評価において考慮することができるようにするために、裁判所外部からの情報の受付窓口、具体的には、当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付することとしてはどうかと考えている。同じことは、地域委員会においても問題になると思うので、併せてご協議いただきたい。

情報の受付窓口に送付するという取扱いでよいか。

異議なし。

・ 委員会に寄せられた書面の取扱い

本日の冒頭にご報告した単位弁護士会から委員長あてに送付された文書の取扱いについて、初年度の審議過程を振り返り、今後の審議方法を改善すべきとの意見に対しては、前回から今回にかけて当委員会でご議論いただき、その結果が議事要旨として公開されるので、それで足りると思われる。また、単位弁護士会の推薦審査委員会と当委員会との意見交換の機会を設けるべきとの要望に対しては、当委員会として直接の対応関係はなく、また、今後このような申入れのたびに対応するということも無理であるので、特段の対応をしないということかどうか。

そういう取扱いでよいか。

異議なし。

元司法修習生の有志14名から委員長あてに送付された、司法修習生から判事補への任命の適否に関する意見書の取扱いについても、特段の対応をしないということかどうか。

:

そういう取扱いでよいか。

:

異議なし。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、6月18日(金)午後2時から開催され、地域委員会で収集された情報等を基に、平成16年10月期の弁護士任官候補者等の指名の適否について審議することとなった。

以上